

**鳥取県監査委員公告第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成21年2月9日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成19年度決算に係る監査の結果に関する報告（以下「平成19年度決算監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成19年度決算監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成22年6月18日

鳥取県監査委員 山 本 光 範  
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子  
 鳥取県監査委員 内 田 博 長  
 鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

**1 指摘事項**

指摘事項	講じた措置
<p>1 文化観光局所管団体</p> <p>(1) 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国のレストラン営業委託に係る損失補償について、支出額に誤りがあった。（財団法人鳥取県観光事業団：所管 子ども家庭課（子育て支援総室））</p> <p>(2) 燕趙園棧橋設置工事請負契約外1件について、予定価格の決定及び予定価格調書の作成を行っていなかった。（財団法人鳥取県観光事業団：所管 公園自然課）</p> <p>(3) 夢みなとタワー展示物・映像機器点検委託業務契約について、予定価格の決定及び予定価格調書の作成を行っていなかった。（財団法人鳥取県観光事業団・ホテルサンルート米子共同企業体：所管 観光課（観光政策課））</p>	<p>過払額は、納入済み。</p> <p>委託先から提出される実績報告書の中の損失補てん対象日の確認に見落としがあったことが原因であり、再発防止策として、実績報告書の様式を損失補てん対象日が明確に確認できるものに変更するとともに、2名体制でチェックすることとした。</p> <p>会計処理の基本的事項の認識不足が原因であり、再発防止策として平成21年2月に県職員を講師として契約事務の基本事項、注意点等を内容とする研修会を開催した。</p> <p>同上</p>
<p>2 福祉保健部所管団体</p> <p>(1) 鳥取県立障害者体育センターのロッカーの利用料について、徴収額に誤りがあった。（社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課）</p> <p>(2) 鳥取県私立幼稚園運営費補助金のうちチーム保育推進事業に係る補助金について、実績報告書の記載金額を誤り、補助金を過大に受領していた。（学校法人東部学園：所管 子ども家庭課（子育て支援総室））</p>	<p>超過徴収していた利用料金は、返還済み。</p> <p>チェック体制が不十分だったことが原因であり、今後は月1回の業務報告書提出時に内部でチェックするとともに、県担当者が四半期に一度実地調査を行い確認することとした。</p> <p>過大交付した補助金は、納入済み。</p> <p>補助金事務の理解不足が原因であり、再発防止策として、各幼稚園の担当者を対象に補助金事務に関する研修会を実施した。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部、西部総合事務所、教育委員会共通</p> <p>指定管理者制度の適正な執行について（行政経営推進課（業務効率化室）、文化政策課、観光課（観光政策課）、福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課、子ども家庭課（子育て支援総室）、公園自然課、生産振興課、県民局、家庭・地域教育課、体育保健課）</p> <p>指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間能力を活用することにより住民サービスの向上、管理運営の効率化や経費節減、新たな発想による事業展開等を期待して平成17年度から鳥取県みなど温泉館で導入され、平成18年度からは30施設で実施されている。</p> <p>平成18年度の指定管理者制度の導入は、初回であったため、県側、指定管理者側とも経験がなく、制度も十分に理解できていなかった面もあり、3年が経過しようとしている現在では、双方の運営の考え方に齟齬が生じたり協定書に記載されている内容が業務の実態に合っていない部分もあると思われる。</p> <p>平成20年度に実施した監査では、以下のような課題が見受けられた。</p> <p>(1) 施設の管理運営について</p> <p>複数の指定管理施設では、利用料金の徴収や再委託等の業務が協定書及び業務仕様書の定めに基づいて適切に行われず、施設の管理運営が十分に行われていない事例が散見された。</p> <p>これらの事例の多くは、委託者である県が適宜実地調査を行い、指定管理者とともに業務内容の確認をしていけば防げたと思われる。</p> <p>については、指定管理の期間中一度以上は協定書等に定める業務が適切に行われているのかを実地に調査されたい。</p> <p>(2) 施設の修繕について</p> <p>指定管理者が管理する施設の修繕が必要となった場合、1件当たり50万円以上の修繕は県の負担で行うこととなっているところである。この場合、指定管理者と県との協議や県の内部での手続等に時間がかかることから、修繕が遅れて利用者へのサービス低下につながるおそれがある。また、施設の老朽化により大規模な修繕が必要となる場合、速やかに対応しなければ危険であったり工事期間が長くなる等利用者に与える影響も大きく、利用料収入の減少も見込まれる。</p>	<p>講じた措置</p> <p>指定管理施設の管理の適正を期するため、委託業務が適正に行われているかどうかについて、施設所管課により、原則毎年度、事業報告書の提出後を基本に実地調査を行い、調査結果は「点検・評価シート」に記載して今後の管理に反映させることとした。</p> <p>指定管理施設及びその設備の状況について定期的に点検し、また、指定管理者からの意見聴取等によって、引き続き大規模修繕が必要な箇所の把握を行い、その緊急性や必要性に応じ、優先順位をつけるなどして計画的に修繕を行うこととした。</p> <p>また、施設等に損傷や不具合が生じた場合は、内部事務等を迅速に進め、速やかな復旧を行うこととした。</p>

については、大規模な修繕が必要となる箇所をあらかじめ把握するとともに、急な修繕に対しては迅速に対応できるよう検討されたい。

### (3) 貸付物品更新の取扱いについて

指定管理者は、施設の運営に必要な備品を県から借り受けて管理運営を行っており、通常はこれらの貸付物品の更新は県が行うこととなっている。社会福祉法人鳥取県厚生事業団が指定管理者となっている鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑では、県は施設管理に係る経費を支出していないのに、協定書及び業務仕様書では指定管理者に貸付物品の更新を行わせ、かつ、更新した物品の所有権は県に帰属することとしている。

これは、他の指定管理者への貸付物品の扱いと全く異なるものであり、他の指定管理者に比べて大きな負担となっている。

については、指定管理者への貸付物品の更新の取扱いの見直しを検討されたい。

これらの3項目の課題については、指定管理者が管理している多くの施設において同様の状況があると思われる。

については、県は、指定管理者が管理している施設について、公の施設の管理運営に民間能力を活用するという制度の趣旨をふまえ、課題の解決に向け指定管理者とよく意見交換を行われたい。

## 2 総務部、企画部共通

宝くじ制度に係る県民の理解の向上について（財政課、分権自治推進課（自治振興課））

財団法人鳥取県市町村振興協会は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ及びオータムジャンボ宝くじ）の収益金を市町村の振興のために運用することを目的に設立された団体である。

市町村振興宝くじは、発売主体である都道府県及び指定都市が共同して宝くじを発売するために設置した全国自治宝くじ事務協議会が発売し、収益金は都道府県を経由してそれぞれの市町村振興協会に交付されている。

サマージャンボ宝くじ収益金の8割は、市町村に対する災害時の融資等に資するための基金として積み立てられ、また、オータムジャンボ宝くじの収益金は全額が県内市町村に交付され、地域の振興とまちづくりに関する事業に役立てられている。

しかし、市町村振興宝くじの収益金が市町村の行政に役立てられていることが、県民に十分に理解さ

協定書の記載を改め、「県貸与備品は県に帰属し、指定管理者の購入備品は指定管理者に帰属するものである」ことを明記するとともに、県が更新（購入）を行った備品の異動については備品台帳により整理することとした。

指定管理施設の適正な管理と利用者サービスの向上を図るため、毎年度の指定管理に係る事業計画書や事業報告書が提出された際、あるいは実地調査や管理状況の点検・評価を行う際など、時機をとらえて指定管理者と意見交換を行い、意思の疎通を図っていく。

これまで、全国自治宝くじ事務協議会等がテレビ、ポスター等を活用した販売宣伝を実施し、財団法人鳥取県市町村振興協会が駅への懸垂幕やテレビ・ラジオによる広報活動を実施している。このほか、県独自の取組として、平成19年度より宝くじ幸運の女神来庁時（ジャンボ宝くじ発売時：年5回）に、庁舎内において宝くじ発売会を実施し、宝くじが貴重な地方財政資金の調達に寄与していることを広報しながら販売促進に取り組むとともに、県ホームページや県政だより（平成21年5月号）に案内記事を掲載し、宝くじの収益金が県及び市町村の行政に役立てられていることを周知してきた。今後も、市町村広報への掲載についても働きかけを行うなどして、宝くじ制度について県民の理解が深まり、販売促進につながるよう努めていく。

れていないと思われる。

また、市町村振興宝くじ以外の宝くじの収益金についても、県及び市町村の行政に役立てられていることが県民に十分に理解されていないと思われる。

については、宝くじの発売主体である県は、地方財政資金の調達に寄与している宝くじ制度について、県民の理解が深まるよう一層努められたい。

### 3 企画部

適正な授業料減免について（青少年・文教課）

学校法人松柏学院が設置している倉吉北高等学校では、授業料の減免は倉吉北高等学校授業料減免規定（以下「減免規定」という。）により実施されているが、減免規定第2条に規定する授業料減免対象者の資格には、具体的な減免の基準が設けられていない。

このため、実際には鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金交付要綱の減免の基準を使用しているが、当校では全額免除に該当する生徒が半額免除になっている事例が見受けられた。この原因は、減免規定が不備であること及び減免の基準が生徒・保護者及び教職員に示されていないためである。

については、県は、倉吉北高等学校に対し、減免規定を改正するとともに生徒・保護者及び教職員に周知して、授業料の減免が適正に行われるよう働きかけられたい。

### 4 商工労働部

財務事務処理の機能強化について（産業開発課（産業振興総室））

財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）の出納その他の事務の改善については、鳥取県監査委員はこれまでも監査の都度、適切な指導を行うよう県に通知してきたところである。

しかし、このたびの監査の結果においても、収支計算書の誤り、キャッシュフロー計算書の未作成及び基本財産（指定正味財産）を一般正味財産へ区分する等の財務諸表の作成に係る基本的な事務処理の不適正事項をはじめとして、改善を要する事項が多く見受けられた。

機構の事務処理に誤りが多い原因としては、機構の事業規模が極めて大きく、また、多数の会計を抱えているにもかかわらず監事監査は年1回しか行われていない等、内部チェックが行き届いていないことや、事務事業が増大する一方で、非常勤職員、臨時職員及び県等からの派遣職員が多いとはいえ、経理の知識やノウハウが十分に理解されていないこと

平成20年12月15日付けで倉吉北高等学校の授業料減免規定が改正され、生活保護適用者、市町村民税非課税世帯等には全額免除、市町村民税均等割のみの課税世帯等には半額免除等の具体的な基準が明確にされた。

また、平成20年11月の私立高等学校事務長会議において、改めて各学校が定める減免規定を広く公開するなど、生徒等が制度を十分に活用できるよう周知を依頼した。倉吉北高等学校については、在校生に対してはその都度個別説明、新入生に対しては入学時説明会において生徒及び保護者に対し説明されている。

新公益法人制度への移行に向けた体制整備として、公認会計士の顧問配置等の検討を要請した結果、平成21年度から、公認会計士（顧問）による指導、職員の会計研修への参加、監事による勉強会の開催等、財務事務処理に係る機能強化が図られた。

また、平成21年度包括外部監査が機構を対象に実施されたため、機構の諸課題に関する包括外部監査人との協議を行ったことによっても職員の資質向上が図られた。

が考えられる。

については、県は、機構に対し、監事による中間監査の実施や公認会計士・税理士等の専門家による財務会計の研修の実施等、財務事務処理の機能強化を図られたい。

#### 5 西部総合事務所

大山立体駐車場の利便性の向上と管理の効率化について（県民局）

大山町観光協会大山観光局が指定管理者となっている鳥取県立大山駐車場のうち大山立体駐車場は、平成元年度に供用開始されているが、立体駐車場の出入口の取付道に至る坂道は特に出口側が急な坂となっており、積雪が多いと除雪が間に合わず、車がスリップして坂道を上れない状況が見受けられた。

指定管理者は、大型除雪機による除雪の後、小型除雪機やスコップ等を用いて除雪を行い、凍結時は融雪剤を使用するなど対応に努めているが、積雪が多いときには除雪が間に合わなくて対応に苦慮している。

については、県は、大山立体駐車場の出入口の取付道に至る坂道の形状を改善する等、利用者の利便性の向上と管理の効率化が図られるよう検討されたい。

大山立体駐車場の前面取付道路については、平成19年度に融雪装置を整備した。

立体駐車場と当該取付道路との間の坂道については、地元の自治会等と協力体制を作るとともに、舗装工事を実施した。その結果、平成20年度においては特に支障が生じたことはなかった。